

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

久山町は、住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いに際し、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

無し

評価実施機関名

福岡県久山町長

公表日

令和7年10月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
②事務の概要	<p>住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。</p> <p>住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき作成されるものであり、住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同して構築している。</p> <p>住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ・転出届、転居届、転入届、世帯変更等の届出または職権に基づく住民票の記載、消滅または記載の修正及び本籍地市町村に対する通知 ・住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ・転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村への通知 ・本人または同一の世帯に属する者または第三者からの請求による住民票の写し等の交付 ・住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ・地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会 ・住民からの請求に基づく住民票コードの変更及び個人番号の変更 ・個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ・個人番号カード等を用いた本人確認 ・コンビニエンスストア等における住民票の写しの自動交付に関する事務 <p>なお、⑨においては、総務省令により機構に対する事務の一部の委任が認められている。このため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。</p>
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> ・Acrocity(住民情報 住民票)(既存住民基本台帳システム(以下「既存住基システム」という。)) ・Acrocity標準仕様対応版(住民情報 住民票)(既存住基システム) ・住民基本台帳ネットワークシステム※ ・MICJET住基GWサーバ ・MICJET住基GWサーバ(標準仕様対応版) ・団体内統合宛名システム(MICJET番号連携サーバ) ・中間サーバ ・マイナポータル申請管理システム ・コンビニエンスストア証明発行システム <p>※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村CSにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの内の市町村CS部分について記載する。</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
<ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳ファイル ・住基ネット本人確認情報ファイル ・住基ネット転出証明情報ファイル ・住基ネット広域住民票ファイル 	

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) <p>2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) (平成25年5月31日法律第28号施行時点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第12条の2(国又は地方公共団体の機関の請求による住民票の写し等の交付) ・第12条の3(本人等以外の者の申し出による住民票の写しの交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保する措置) ・第15条の4(除票の写し等の交付) ・第21条の3(戸籍の附票の除票の写しの交付) ・第22条(転入届) ・第24条(転出届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第20条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の13(都道府県の条例による本人確認情報の提供) ・第30条の14(市町村の条例による本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の51(外国人住民についての適用の特例)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;">1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令第2条の表</p> <p>【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 1,2,3,5,7,11,13,15,20,28,37,39,48,53,57,58,59,63,65,66,69,73,75,76,81,83,84,86,87,91,92,96,106,108,110,112, 115,118,110,112,115,118,124,129,130,132,136,137,138,141,142,144,149,150,151,152,155,156,158,160,163, 164,165,166の項</p> <p>【情報照会の根拠】 ・無し ※住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	町民生活課
②所属長の役職名	町民生活課長
6. 他の評価実施機関	
無し	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	<ul style="list-style-type: none"> ・名称:久山町役場 ・住所:〒811-2592 福岡県糟屋郡久山町大字久原3632番地 ・電話番号:092-976-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	<ul style="list-style-type: none"> ・名称:久山町役場 町民生活課 ・住所:〒811-2592 福岡県糟屋郡久山町大字久原3632番地 ・電話番号:092-976-1111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	<p>・個人番号登録や副本登録の際には、本人からの取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報または住所を含む3情報による照会を行うことを徹底している。</p> <p>・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。</p>

9. 監査	
実施の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/>
	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 9) 従業者に対する教育・啓発 <input type="checkbox"/>
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/>
	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員だけでなく、全職員(会計年度任用職員を含む)を対し、教育研修を実施している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	表紙 評価書名	住民基本台帳事務 基礎項目評価書	住民基本台帳に関する事務	事後	
平成31年4月1日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ① 事務の名称	住民基本台帳事務	住民基本台帳に関する事務	事後	
平成31年4月1日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	<p>市町村(特別区を含む)(以下「市町村」という。)が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。</p> <p>住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を推進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的行うものとして、市町村において住民の移住関係の公証、選挙人名簿、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同して構築している。</p> <p>久山町は住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成</p> <p>②転出、転居、転入、世帯変更等の届出または職権に基づく住民票の記載、削除または記載の修正</p> <p>③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置</p> <p>④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村への通知</p> <p>⑤本人または同一世帯の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付</p> <p>⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知</p> <p>⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会</p> <p>⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更及び個人番号の変更</p> <p>⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付</p> <p>⑩個人番号カード等を用いた本人確認</p> <p>※なお、⑨、⑩の個人番号の通知及び個人番号カードの交付にかかる事務については、総務省令により機構に対する事務の一部委任が認められている。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。</p>	<p>住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。</p> <p>住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき作成されるものであり、住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を推進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一に行うものとして、市町村において住民の居住関係の公証、選挙人名簿、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同して構築している。</p> <p>住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成</p> <p>②転出届、転居届、転入届、世帯変更等の届出または職権に基づく住民票の記載、削除または記載の修正</p> <p>③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置</p> <p>④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村への通知</p> <p>⑤本人または同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付</p> <p>⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知</p> <p>⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会</p> <p>⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更及び個人番号の変更</p> <p>⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付</p> <p>⑩個人番号カード等を用いた本人確認</p> <p>なお、⑨、⑩においては、総務省令により機構に対する事務の一部委任が認められている。このため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。</p>	事後	
平成31年4月1日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	<p>1.行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) <p>2.住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号)</p> <p>(平成25年5月31日法律第28号施行時点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保する措置) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) 	<p>1.行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) <p>2.住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号)</p> <p>(平成25年5月31日法律第28号施行時点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保する措置) ・第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) 	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ①部署	町民生活課 戸籍・住基係	町民生活課	事後	
平成31年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長 (項目内容変更)	町民生活課課長名	町民生活課長	事後	
平成31年4月1日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 提出先	〒811-2592 福岡県糟屋郡久山町大字久原3632番地 久山町役場	久山町役場 福岡県糟屋郡久山町大字久原3632番地 092-976-1111	事後	
平成31年4月1日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	〒811-2592 福岡県糟屋郡久山町大字久原3632番地 久山町役場 町民生活課 戸籍・住基係	久山町役場 福岡県糟屋郡久山町大字久原3632番地 092-976-1111	事後	
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	IV リスク対策		IV リスク対策	事後	
令和7年10月1日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 既存住民基本台帳システム(以下「既存住基システム」という。) 2. 住民基本台帳ネットワークシステム※ 3. MIGJET住基GWサーバー 4. MIGJET番号連携サーバー 5. 中間サーバー ※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村CSにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムのうちの市町村CS部分について記載する。	・Acrocity(住民情報 住民票)(既存住民基本台帳システム(以下「既存住基システム」という。)) ・Acrocity標準仕様対応版(住民情報 住民票)(既存住基システム) ・住民基本台帳ネットワークシステム※ ・MIGJET住基GWサーバー ・MIGJET住基GWサーバ(標準仕様対応版) ・団体内統合宛名システム(MIGJET番号連携サーバー) ・中間サーバー ・マイナポータル申請管理システム ・コンビニエンスストア証明発行システム ※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村CSにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの内の市町村CS部分について記載する。	事後	
令和7年10月1日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	久山町役場 福岡県糟屋郡久山町大字久原3632番地 092-976-1111	・名称:久山町役場 ・住所:〒811-2592 福岡県糟屋郡久山町大字久原3632番地 ・電話番号:092-976-1111	事後	
令和7年10月1日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	久山町役場 町民生活課 福岡県糟屋郡久山町大字久原3632番地 092-976-1111	・名称:久山町役場 町民生活課 ・住所:〒811-2592 福岡県糟屋郡久山町大字久原3632番地 ・電話番号:092-976-1111	事後	
令和7年10月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年10月1日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年10月1日	IVリスク対策 8.人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である	事後	
令和7年10月1日	IVリスク対策 8.人手を介在させる作業 判断の根拠		・個人番号登録や副本登録の際には、本人からの取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報または住所を含む3情報による照会を行うことを徹底している。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月1日	IVリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策		9) 従業者に対する教育・啓発	事後	
令和7年10月1日	IVリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】		十分である	事後	
令和7年10月1日	IVリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策 判断根拠		特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員だけでなく、全職員(会計年度任用職員を含む)を対し、教育研修を実施している。	事後	